産業廃棄物処分業事前手続～許可申請の流れ（条例施行後）

静岡市

	事業者（申請者）	静岡市（廃棄物対策課）	静岡市（関係各課）	根拠法令	
事前手続	「事業計画書」提出	受付、関係各課へ意見聴取	事業計画について意見	産業廃棄物の適正な処理に関する条例	第20条第1項～第3項
	送付された意見について関係各課と協議	関係各課からの意見等を取りまとめ、送付			〃　第4項
	協議終了後「措置内容報告書」提出	内容を確認後公告し、事業計画書を縦覧			〃　第5項～第6項
	「説明会開催計画書」提出	「説明会開催計画書」受付			第21条第3項
	開催日時、場所等を予定日の１週間前までに公表				〃　第2項
	説明会開催（縦覧期間内）				〃　第1項
	「説明会開催報告書」提出	「説明会開催報告書」受付			〃　第4項
		関係住民等からの意見を受付	意見提出可能期間（縦覧期間＋２週間）		第22条第1項
		関係住民等からの意見を取りまとめ、送付			〃　第2項
	意見に対する見解書提出	内容を確認後見解書公表			第23条第1項～第2項
	「事前手続完了通知書」受領	「事前手続完了通知書」送付			〃　第4項
施設設置許可	生活環境調査の実施		施設設置許可が必要な場合	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条
	「産業廃棄物処理施設設置許可申請書」提出	受付、審査 ・許可申請書の告示、縦覧 ・関係市町村からの意見聴取 ・利害関係人からの意見提出が可能 ・専門的知識を有する者からの意見聴取			第15条の2
	許可証受領	「産業廃棄物処理施設設置許可証」送付			
工事	工事着工		施設設置許可が必要な場合		
	工事完了後「使用前検査申請書」提出	使用前検査			第15条の2
処分業許可	「産業廃棄物処分業許可申請書」提出				第14条
		受付、審査			
	許可証受領	「産業廃棄物処分業許可証」送付			